

標準賞与額へ累計か

退職月に支払った場合

問

話し合った結果、来月中旬の賞与支払い日の数日後に退職する従業員がいます。基礎的な内容ですが、退職月の保険料徴収はどうなっていますか。標準賞与額には年単位の上限がありますが、この累計のカウントに保険料徴収の有無は関係するのでしょうか。

集計するが徴収はせず

答

保険料は、被保険者資格を取得した月から喪失した月の前月まで徴収されます（健保法156条）。転職などで退職した場合、退職日の翌日に被保険者資格を喪失するので（同法36条）、保険料の徴収は5月中退職なら4月分まで、月末の5月末なら6月1日喪失でその前月の5月分までとなります。賞与も同様です。なお、報酬からの保険料の源泉控除については、月末退職に限り、退職月とその前月の2ヵ月分を一度に控除できます。ご質問のケースは月中の退職ですから、賞与に関する保険料は徴収されません。一方、標準賞与額の上限は、1年度間で累計573万円と定められており（同法45条）、累計額をみる際には、保険料が徴収されない退職月の賞与もカウントされます（平19・5・1庁保発0501001号）。